

令和2年8月31日

学生の皆さんへ

山口県立大学

課外活動について【第2段階】

本学の課外活動については、8月6日付けで『課外活動の第1段階（10人以内での学内での屋外活動を許可）への緩和をお知らせしましたが、山口県内の新型コロナウイルス感染症罹患者の発生状況を考慮し、特に市内での感染状況を踏まえた上で、9月2日（水）から第2段階の活動を許可することとしますのでお知らせします。

課外活動要件【第2段階】を確認の上、活動を希望する場合は、事前に「活動許可願」を提出してください。大学が、許可した場合は、活動が可能となります。活動終了後は、速やかに「課外活動記録簿」を作成し、警備員室に提出してください。

また、これまでどおり、対面での勧誘活動、飲食を伴う活動や会合（茶話会、懇親会等）は禁止します。

また、第3段階への緩和については、今後の山口県内の感染者の発生状況等を踏まえ、改めてお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

課外活動要件【第2段階】

9月2日（水）から当面の間、徹底した感染防止対策を行った上で以下の要件での活動を認めます。

◆感染防止対策

- 1 体調管理の徹底
 - 発熱等のかぜの症状がある場合は参加しない（させない）こと
- 2 密閉の回避
 - 換気を徹底すること
- 3 密集の回避
 - 身体的距離を確保するため、人と人の距離を2m以上あけること
- 4 密接場面への対応
 - マスクを着用すること
 - ※運動の場合はマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、十分な身体的距離を確保すること
 - 接触を伴う活動は行わないこと
 - 対面または近距離での発生を伴う活動は行わないこと
- 5 手洗い・咳エチケットの実践
 - 活動前後や用具等の使用前には手洗いをを行うこと
- 6 用具等の消毒の徹底
 - 用具等の消毒を徹底すること
 - 用具等の貸し借りや共用はしないこと

◆留意（制限）事項

- 7 活動の計画
 - 活動開始希望日の1週間前の17時までに「活動許可願」を提出し、許可を得ること
 - 10人以内で活動を行うこと
 - ※1団体が同日中に複数回活動することは可能だが、同一人物の複数回活動は禁止
 - 指導者を除き活動に学外者を含めないこと
 - 学内の屋内・屋外での活動とすること
 - ※許可された施設以外の利用は禁止
 - 室内で大声での発生を伴う、狭い室内で飛沫が発生しやすい用具等を使用する活動は禁止
 - 活動時間は90分以内とすること
 - ※9時～21時
- 8 活動の実施
 - 活動は許可された場所のみとすること
 - 事前予約の必要な場所で活動する場合は、許可されたのちにYPUポータルから予約すること
 - 更衣室の利用は、短時間に分散し、一斉利用は避けること
- 9 実施報告
 - 活動終了後は、速やかに「課外活動記録簿」を作成し、同日中に提出すること
 - ※「課外活動記録簿」は、終了後に警備員室に提出
- 10 その他
 - 対面での勧誘活動は禁止する
 - 飲食を伴う活動や会合（懇親会、茶話会等）は禁止する
 - ※ミーティングはオンライン等を活用すること
 - 対外試合や大会への参加や開催は禁止する
 - 熱中症に注意すること
- 11 要件遵守
 - 上記の感染防止対策と留意事項を守らないサークルは、活動停止にする場合があること
 - 留意事項等の遵守状況を勘案し、次段階への緩和を検討する